

中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則

平成 27 年 4 月 13 日
中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定
令和 2 年 4 月 10 日
一 部 改 正

(趣旨)

第一条 中国四国地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方年金記録訂正審議会規則（平成 27 年厚生労働省令第 83 号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第二条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 委員及び審議事項に関係ある臨時委員は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

(副会長)

第三条 審議会は、1 人以内の副会長を置くことができる。

- 2 副会長は会長が指名する。

(会議の議事)

第四条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

(部会)

第五条 審議会に、5 以内の部会を置くことができる。

(諮問の付議)

第六条 会長は、国民年金法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求（以下「請求事案」という。）について、中国四国厚生局長又は四国厚生支局長の諮問を受けたときは、各部会の部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を定め、請求事案を当該部会に付議することができる。

- 2 部会長は、当該部会に係属している請求事案について、当該部会で取り扱うことが不相当と認める場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定による報告があった場合において、請求事案を取り扱う部会を変更する必要があると認めるときは、関係する部会の部会長の意見を聴いて、当該事案を取り扱う部会を変更することができる。

(議決)

第七条 前条の規定に基づき部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

第八条 委員及び審議事項に関係ある臨時委員は、審議会の議決に際して、やむを得ない理由により議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(議決の特例)

第八条の二 会長は、やむを得ない事情により審議会を開催することが困難であり、かつ緊急に審議会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付その他の方法により、当審議会に諮るべき議題に対する賛否を求めることができる。

2 会長は、前項の規定による結果を審議会の議決とすることができる。

3 会長は、前項の規定による議決を各委員及び臨時委員に通知するものとする。

(委員の除斥)

第九条 地方年金記録訂正審議会規則第七条第四項に規定する自己の利害に関係する議事とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 委員及び臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求事案の請求者(以下「請求者」という)であるとき

二 委員及び臨時委員が請求者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき

三 委員及び臨時委員が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき

四 委員及び臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当該請求事案に係る事業所の代表者、役員若しくは職員であるとき、又はあったとき

五 前各号に掲げるもののほか、委員及び臨時委員が、当該請求事案につき特別な利害関係を有するとき

(会議の公開)

第十条 会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

(口頭意見陳述)

第十一条 審議会は、請求者から申立てがあったときは、当該請求者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 請求者は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、審議会の許可を得て、その者の家族その他の関係人とともに出席することができる。

3 第一項の請求者の意見は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。

- 4 審議会は、第一項の請求者の意見聴取を行う場合には、委員及び審議事項に関係ある臨時委員であって、会長が指名するものに行わせることができる。
- 5 前項の指名を受けた委員及び審議事項に関係ある臨時委員は、第一項の請求者の口頭意見陳述を聴取したときは、当該口頭意見陳述の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

(説明聴取)

第十二条 審議会は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に対し、口頭での説明を求めることができる。

- 2 前項の説明は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。
- 3 審議会は、第一項の口頭説明の聴取を行う場合には、委員及び審議事項に関係ある臨時委員であって、会長が指名するものに行わせることができる。
- 4 前項の指名を受けた委員及び審議事項に関係ある臨時委員は、第一項の口頭説明の聴取を行ったときは、当該口頭説明の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

(議事要旨等)

第十三条 審議会における議事は、次に掲げる事項を議事要旨に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員及び審議事項に関係ある臨時委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事要旨は公開するものとする。
 - 3 審議会の議事の経過は、議事録を作成するものとする。
 - 4 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

(答申)

第十四条 審議会の答申は、書面をもって行うものとする。

- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 結論
 - 二 請求の要旨等
 - 三 判断の理由
- 3 審議会の答申は、公開するものとする。

(諮問の取下げ)

第十五条 審議会は、中国四国厚生局長又は四国厚生支局長から諮問の取下げがあったときは、答申をすることを要しないものとする。

(部会への適用)

第十六条 部会の運営について、第二条、第四条、第八条、第八条の二及び第十条から第十三条(第四項を除く。)までの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び審議事項に関係ある臨時委員」とあるのは「部会に属すべ

き委員及び臨時委員」と読み替えて適用するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この運営規則は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この運営規則は、令和 2 年 4 月 10 日から施行する。